

## 物品・役務提供受注資格者登録事項の変更について

物品・役務提供について、すでに受注資格者登録されている方で登録事項に変更があるときは、必要書類を下記のとおり速やかに提出してください。

1. 提出場所 〒642-8501 海南市南赤坂 11 番地  
海南市役所 総務部管財情報課契約班（直通電話 073-483-8412）
2. 提出方法 下記いずれかの方法
  - ・オンライン申請 ※提出書類の PDF データが必要です
  - ・郵送
  - ・持参
3. 必要書類 次ページの「物品役務受注資格者登録事項の変更一覧表」参照
  - ・証明書等は申請日から **3カ月以内** に発行された最新の内容ものをご提出ください。
  - ・その他変更事項の届出については、管財情報課契約班までお問い合わせください。
  - ・海南市物品・役務提供受注資格者変更届[様式4]は、申請内容に応じて記入・押印の必要な欄が異なります。次ページの表を参照の上、各欄の太枠内を漏れなく記入・押印してください。

## 物品・役務提供受注資格者登録事項の変更一覧表

添付書類 変更事項		海南省物品・役務提供受注資格者登録事項変更届 記入・押印が必要な項目			登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	印鑑証明書
		1. 変更内容	2. 受任者(委任状)	3. 使用印鑑届	写し可 (申請日から3ヶ月以内)	写し可 (申請日から3ヶ月以内)
法人・個人	商号又は名称	●	○ (受任者がある場合)	●	● ※法人のみ	● ※法人のみ
法人※1	代表者	●	○ (受任者がある場合)	●	●	●
法人・個人	本社(本店)住所	●	○ (受任者がある場合)	●	● ※法人のみ	● ※法人のみ
法人・個人	本社電話・FAX	●				
法人・個人	本社メールアドレス	●				
法人・個人	受任先名称	●	●		○ (記載がある場合) ※法人のみ	
法人・個人	受任者	●	●		○ (記載がある場合) ※法人のみ	
法人・個人	受任先住所	●	●		○ (記載がある場合) ※法人のみ	
法人・個人	委任先電話・FAX	●				
法人・個人	委任先メールアドレス	●				
法人・個人	実印	●	○ (受任者がある場合)	●		●
法人・個人	使用印	●	○ (受任者がある場合)	●		
法人・個人	登録取り下げ	●				

●…必ず提出(記入)が必要    ○…必要に応じて提出(記入)

※1 個人事業主(組合等も含む)の代表者変更の手順は、理由により異なります。海南省管財情報課まで問い合わせしてください。